

この書面を必ずお読みください

この書面は、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」です。「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、イオン・アリアンツ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

WEB版 「ご契約のしおり・約款」のご案内

イオン・アリアンツ生命ホームページ内で「ご契約のしおり・約款」を掲載しております。URLより、当保険商品の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
<https://www.aeon-allianz.co.jp/customer/clause/>

必ずお読みください**ご検討にあたってご確認いただきたいこと**

■ご契約の際には「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

- 「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識等について記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとイオン・アリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してイオン・アリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■イオン・アリアンツ生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
- イオン・アリアンツ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先

生命保険契約者保護機構：TEL: **03-3286-2820**

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

<募集代理店>

<引受保険会社>

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号
 住友不動産水道橋壹岐坂ビル

カスタマーサービスセンター

通話無料 **0120-503-928**

(受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00)
<https://www.aeon-allianz.co.jp>

告知はなんと2項目

持病があっても入りやすい

元気 **パスポート** **ワイド**
 無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)

重要事項に関するお知らせ
(契約概要／注意喚起情報)



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。

契約概要

- ご契約のお申込みについて、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号:イオン・アリアンツ生命保険株式会社
- 電話:0120-503-928 (カスタマーサービスセンター)
- 住所:〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号 住友不動産水道橋壹岐坂ビル
- ホームページ:<https://www.aeon-allianz.co.jp>

2 商品のしくみ

正式名称:無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)

- この商品は、病気やケガによる所定の入院や手術等を一生にわたって保障する商品です。
- 簡単な告知によりお申込みいただけます。
- 持病(既往症)が再発・悪化した場合でも、一定の条件で給付金をお支払いします。
- 各種特約を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

主 契 約			
無解約返戻金型 終身医療保険 (引受基準緩和型)	疾病入院給付金	給付限度	1入院60日 通算1,095日
	災害入院給付金	給付限度	1入院60日 通算1,095日
	手術給付金	手術給付金および 放射線治療給付金の型	0倍型・5倍型・10倍型
	放射線治療給付金	手術給付金および 放射線治療給付金の型	0倍型・5倍型・10倍型

一生
涯
保
障

ご契約時に付加できる特約一覧

引受基準緩和型先進医療特約 (保険期間:10年)	先進医療給付金	自動更新*
引受基準緩和型入院一時給付特約	入院一時給付金	
引受基準緩和型退院後通院特約	通院給付金	
引受基準緩和型骨折保障特約	骨折保障給付金	保険期間は 80歳まで

一生
涯
保
障

*この特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。当社の定める範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更して更新することがあります。

3 保障内容

- 主契約・特約の責任開始時以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)(主契約)

被保険者が所定の入院をした場合や所定の手術を受けた場合等に、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
疾病入院給付金	疾病で1日以上入院をしたとき	(入院1回につき) 入院給付日額 × 入院日数	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で1日以上入院をしたとき	(入院1回につき) 入院給付日額 × 入院日数	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日
手術給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の手術 (骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術を含む) を受けたとき	(手術1回につき) 入院給付日額 × 所定の給付倍率*	支払回数無制限
放射線治療給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の放射線治療を受けたとき	(放射線治療1回につき) 入院給付日額 × 所定の給付倍率*	支払回数無制限 (ただし、60日の間に1回)

*手術給付金、放射線治療給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より選択いただけます。なお、0倍の場合は、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いはありません。



- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の医療保険と比べて割増しされています。(なお、当社では、2024年12月現在、保険料が割増しされていない骨折保障特約を販売しておりません。)
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険にご加入いただける場合があります。ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。

契約概要

- 入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。例えば、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、その入院の原因にかかわらず、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用します。
- 手術給付金について、次の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・異物除去(外耳、鼻腔内)
 - ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- 骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日からその日を含めて1年経過後の所定の手術についてお支払いします。
- 次の放射線治療は支払対象となりません。
 - ・病院または診療所以外での放射線治療 ・血液照射
- 被保険者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由に該当した場合、以後の保険料(主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料)の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由	
高度障害状態	責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態
身体障害状態	または身体障害状態に該当したとき

引受基準緩和型先進医療特約

被保険者が所定の先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
先進医療給付金	疾病または傷害で、先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	支払額を通算して2,000万円

- この特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。ただし、更新日(この特約の保険期間の満了の日の翌日)の被保険者の年齢が86歳以上である場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。
- 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療技術・適応症・実施する医療機関によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- 先進医療給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、引受基準緩和型先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

特約の自動更新について

- ・引受基準緩和型先進医療特約については、この特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに継続しない旨のお申出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- ※保険料の払込みを免除している場合も同様に自動更新されます。(更新後の特約についても、保険料の払込みは免除されます。)
- ・保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- ・先進医療給付金の支払限度は、この特約の保険期間(更新前後の保険期間は継続されたものとする)を通じての限度となります。

引受基準緩和型入院一時給付特約

被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
入院一時給付金	疾病または傷害で、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる1日以上入院をしたとき ただし、睡眠時無呼吸により入院した場合、その入院の日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、入院一時給付金の支払対象となりません。	(主契約における1回の入院につき) 給付金額	支払回数無制限 (ただし、180日の間に1回)

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主契約の規定により1回の入院とみなされるときは、この特約においても1回の入院とみなし、入院一時給付金のお支払いは1回とします。
- すでに入院一時給付金の支払事由に該当している場合には、入院一時給付金が支払われた最終の入院の開始日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。
- 主契約が消滅したときには、引受基準緩和型入院一時給付特約は消滅します。
- 睡眠時無呼吸により1日以上入院をした場合、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときでも、主契約の疾病入院給付金の支払対象となります。

引受基準緩和型退院後通院特約

被保険者が退院後に所定の通院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
通院給付金	次の(1)および(2)をともに満たす通院をしたとき (1)主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった疾病または傷害のための通院であること (2)次の通院対象期間中の通院であること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 通院対象期間 退院日翌日からその日を含めて180日以内の期間 </div>	(1回の通院対象期間中の通院につき) 通院給付日額 × 通院日数	(1回の通院対象期間中の通院につき) 30日 通算 1,095日

- 次のいずれかに該当したときには、引受基準緩和型退院後通院特約は消滅します。
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算支払日数の限度までお支払いしたとき
 - ・通院給付金を通算支払日数の限度までお支払いしたとき
- 通院対象期間経過後の通院は支払対象となりません。

引受基準緩和型骨折保障特約

被保険者が所定の骨折の治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
骨折保障給付金	疾病または傷害で、骨折の治療を受けたとき	給付金額	通算10回

- 骨折保障給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、引受基準緩和型骨折保障特約は消滅します。
- 引受基準緩和型骨折保障特約の保険期間は80歳で満了し、更新の取扱いはありません。
- 次の骨折保障給付金のお支払いは1回限りです。
 - (1)同一の不慮の事故による傷害を直接の原因として支払う骨折保障給付金
 - (2)同一の不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として支払う骨折保障給付金
 - (3)同一の疾病を直接の原因とし、かつ同時期に発生した骨折に対して支払う骨折保障給付金
 - (4)脊椎の圧迫骨折に対して支払う骨折保障給付金
- 脊椎の圧迫骨折は、この特約の責任開始時前を含めて初めて受けた治療であることを要します。

4 保険期間・保険料等

■保険期間は次の通りです。

主契約・特約		保険期間
主契約		終身
特約	引受基準緩和型先進医療特約	10年(自動更新)
	引受基準緩和型骨折保障特約	80歳まで
	引受基準緩和型入院一時給付特約 引受基準緩和型退院後通院特約	終身

■保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路はそれぞれ次のいずれかからお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・終身 ・有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払込満了) ※保険料払込期間は5年以上。	・月払(年12回払込) ・年払(年1回払込)	・口座振替扱 ・クレジットカード扱 ・団体扱(月払)

※引受基準緩和型骨折保障特約の保険料払込期間は以下の通り。

- ・主契約の保険料払込期間が終身の場合:80歳まで。
- ・主契約の保険料払込期間が有期の場合:主契約の保険料払込期間と同一。

※引受基準緩和型先進医療特約の保険期間は10年(自動更新)。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険期間は終身。

※団体扱は月払のみとなります。

5 解約返戻金

■主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。

■特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 契約者配当金

■この商品に、契約者配当金はありません。

7 その他の留意事項

■契約者貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。

■主契約および特約の給付日額や給付金額を増額することはできません。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みについて、特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および給付の際の制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ制度

申込者または契約者は、お申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社ホームページのお問い合わせフォームによりお申込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、その金額を全額お返しします。

【クーリング・オフ例】



4/12までの消印(書面の場合)または入力完了(ホームページのお問い合わせフォームの場合)が有効

- 当社は、申込者または契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 書面の場合、クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、イオン・アリアンツ生命保険株式会社あてに送付ください。

【クーリング・オフの記入例】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社 御中

私は下記の契約の申込みを撤回します。

- ・申込日
- ・申込番号(または証券番号)*1
- ・保険種類 ●●保険
- ・契約者 ○○ ○○(フリガナ:○○○ ○○○)*2
(親権者 ○○ ○○)*3
- ・被保険者 △△ △△
- ・住所 ○○県○○市○○町○-○-○
- ・電話番号 ○○○-○○○○-○○○○*4

- *1 申込番号もしくはお手元に保険証券が到着している場合は、証券番号を記入ください。
(保険証券がお手元に到着している場合は、撤回の書面と共に保険証券を同封し、送付ください。)
- *2 書面の場合、必ず契約者の自署にてお願いします。
- *3 書面で契約者が未成年の場合、親権者・後見人の自署が必要です。
- *4 日中連絡のつく電話番号を記入ください。

■ 書面の送付先

〒113-0033
東京都文京区本郷1丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル
イオン・アリアンツ生命保険株式会社
契約サービス部 契約課 クーリング・オフ受付担当 行

■ ホームページのお問い合わせフォーム

<https://www.aeon-allianz.co.jp/contact/>

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- 当社が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合はお申込みの撤回等できません。
- 「特約のみの撤回」等お申込みの一部の撤回はできません。
- お申込みの撤回等の書面を発信したときに、保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに、申込者または契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知ください。

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 保険契約のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、当社が「告知書」(情報端末や電磁的方法を利用した告知画面を含みます。)でお伺いすることについて、事実をありのままに正確に、もれなくお知らせ(告知)してください。
- 当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店、カスタマーサービスセンター等で対応させていただく者を含みます。)には告知を受ける権限がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。告知をされる場合は、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力ください。
- 当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。
傷病歴等・通院事実等を告知した場合、後日追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。告知等の結果をふまえ、以下のいずれかのとおり取扱います。
 - ・無条件でお引受けする。
 - ・今回のお引受けはお断りする。
 - ・保障内容の一部を変更して提示し、変更内容に承諾いただいたうえで引受けする。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
 - 当社が保険契約または特約を解除した場合には、次のとおりとなります。
 - ・給付金の支払事由が生じていても、お支払いしません。
 - ・保険料の払込みの免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
 - ・解約返戻金があるときは、その金額を契約者に支払います。
- ただし、「給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いする、または保険料の払込みを免除することがあります。
- 責任開始日から2年経過後でも、解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が責任開始日から2年以内に生じている場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

3 責任開始日について

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、「お申込み」または「告知」のいずれか遅い時から保険契約上の責任(保障)を開始します。

- この保険の保障を開始する時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。

【責任(保障)開始の例】

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、お申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。ただし、ご契約時に契約者からの申し出により、「契約日に関する特則」を適用した場合は、契約日は責任開始日と同一の日となります。契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。

4 現在のご契約の見直し

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

【現在ご契約の保険契約を解約・減額した場合】

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約された保険契約を元に戻すことはできません。また減額されたご契約も元に戻せないことがあります。

【新たな保険契約へお申込みする場合】

- 新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新たなご契約とでは異なることがあります。新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率よりも低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 新たな保険契約へのお申込みについても告知義務があり、被保険者の健康状態等によりお引受けできない場合があります。新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、傷病歴等を正しく告知されなかった場合、新たな保険契約が解除・取消となることがあります。
- 現在ご加入中のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、責任開始日前の発病等の場合には、給付金等が支払われないことがあります。
- 新たな保険契約によっては、がんに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払い事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

5 保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月に払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

【猶予期間のイメージ】

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 払込期月に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて郵送や電話等によりお知らせする場合があります。そのため、当社に登録いただいた住所・電話番号・通信先等について変更がある場合、必ずご連絡ください。

6 給付金の請求

給付金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金の支払事由に該当することがあります。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人(1名)が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7 給付金をお支払いできない場合

給付金をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。代表的なものは、次のとおりです。

- 支払事由に該当しない場合
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院 等
ただし、責任開始時前に生じた疾病を原因として入院した場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、入院の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金の支払対象となります。
- 免責事由に該当した場合
契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当したとき 等
- 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
- 詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 給付金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合

8 解約と解約返戻金

主契約・特約ともに保険料払込期間を通じて解約返戻金はありません。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

		主契約	特約
保険料払込期間が終身の場合		解約返戻金はありません	解約返戻金はありません
保険料払込期間が有期の場合	保険料払込期間中	解約返戻金はありません	
	保険料払込期間満了後	入院給付日額の10倍と同額	

9 確認担当者による申込内容、告知内容、給付金の請求内容等の確認

当社の確認担当者(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等を確認することがあります。

10 生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

お問合わせ先 生命保険契約者保護機構：TEL:03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 苦情・相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、次のお問合わせ先へご連絡ください。

お問合わせ先 イオン・アリアンツ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター
 受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00
通話無料 0120-503-928

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

